

令和2年7月6日

中小企業診断士第1次試験 受験者の皆さま

経済産業大臣指定試験機関
一般社団法人 中小企業診断協会

受験に当たっての注意事項につきましては、試験案内や受験票裏面等に記載されているとおりですが、とくに下記の事項につきましてご留意くださるようお願い申し上げます。

1. 受験票の携帯について

・受験票につきましては、席を離れる際には、机の上に置いたままとしないで、必ず携帯するようにしてください。受験票がない場合は、試験会場への再入場はできません。

2. 電卓および携帯電話等の通信機器・電子機器類の取り扱いについて

・下記の機器類については、机の上に置くことも、身に着ける（ポケット等に入れる）ことも、使用することもできません。試験開始前に必ず電源を切ったうえでバッグ等にしまってください。（このことが試験時間中に守られていない場合は、不正行為となります。）

(1) 電卓

(2) 携帯電話

(3) スマートフォン

(4) ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）

(5) 上記以外の通信機器・電子機器類

3. 試験終了合図後の対応について

・試験終了の合図と同時に必ず筆記用具を置いてください。（合図に従わずに、試験終了後もマークシートにマークや記入、修正をした場合は、不正行為となります。）

4. 途中退室にかかる問題用紙の持ち帰りについて

・試験時間中は問題用紙の持ち帰りを認めません。途中退室した場合は、当該科目の試験終了後に持ち帰ることができます。

・途中退室される場合のマークシートや問題用紙等の取り扱いにつきましては、下記のとおりお願い申し上げます（問題用紙の表紙下段にも記載してあります。）

「試験開始後30分を経過してから終了5分前までの間に退室する場合は、マークシートと受験票を監督員席まで持参して、マークシートを提出してから退室してください。なお、その際には、問題用紙も、表紙の下部に受験番号を記入したうえであわせて持参してください。途中退室時は問題用紙を試験室から持ち出すことはできませんので、問題用紙も監督員が回収します。

問題用紙は、当該科目の試験終了後に該当する受験番号の席に置いておきますので、必要な方は当該科目の試験終了後20分以内に取りに来てください。それ以降は回収します。回収後はお渡しできません。なお、問題用紙の紛失については責を負いませんのでご了承ください。」

以上

令和2年度中小企業診断士第1次試験における
「新型コロナウイルス感染症への対応について」

経済産業大臣指定試験機関
一般社団法人 中小企業診断協会

受験者の皆様へ次のとおりお知らせいたします。

1. 受験の自粛について

発熱、咳等の風邪症状のある方や基礎疾患等があり受験を憂慮する方については、受験を自粛してください。新型コロナウイルスに感染している方や疑われる方、濃厚接触者の方、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該国・地域在住者と濃厚接触がある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある方等についても、受験は自粛してください。

上記理由により、免除科目を除く全ての科目の試験を受験しなかった方に対しては、申請により受験手数料を返還します。申請手続は、追って当協会ウェブサイトにて7月下旬を目途にご案内いたします。

また、企業及び組織から自宅待機等の指示並びにご家族の状況等から受験できない方も対象とします。

なお、受験の自粛を理由とした欠席者向けの再試験は行いません。

2. 科目合格者の免除期間の延長

上記理由により第1次試験の一部科目の免除の期間が令和2年12月31日までに終了される方で今年受験をされなかった方については、科目合格による当該試験科目の免除期間を延長することといたします。

3. 感染防止・体調管理について

感染症対策の基本である「手洗い」や「マスクの着用」を行う等、感染防止・体調管理に努めてください。

4. 当日の注意事項

試験会場に向かう前に、ご自宅等において検温を行ってください。その際に、発熱、咳等の風邪症状のある方については、受験を自粛してください（上記1. 参照）。

会場に来られた場合でも、咳を繰り返す等の体調不良が見られた場合等には、受験の中止をお願いさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

当日、試験会場の入口において、全ての受験者について非接触型体温計による検温を実施します。その際、受験票をあらかじめご準備ください。

37.5度以上の熱のある方につきましては、感染拡大防止のために必要な措置として受験をお断りすることとします。

受験者全員の検温を行いますので、時間に余裕をもって会場へお越しください。

試験会場で発熱、咳等の自覚症状が生じた場合は必ずその旨を試験監督員等へ申し出てください。この場合、その症状により、受験の中止・帰宅の指示をすることがあります。

試験会場では、感染予防のため、マスク（無地に限る）の持参・着用を必ずお願いいたします（マスクの貸与はいたしません）。試験中もマスクの着用を必ずお願いいたします。マスクを着用していない場合は、受験することはできませんので、あらかじめご了承ください。ただし、本人確認のための写真照合時等、試験監督員の指示があったときはマスクを一時的にはずしてください。

なお、試験監督員等も、感染予防のため、マスク等の着用をいたしますので、あらかじめご承知おきください。

5. 手指等の消毒について

試験当日は、試験会場に設置するアルコール消毒液等をご使用できますが、使用状況により消毒液等がなくなる場合があります。自己管理の観点から、各自においても携帯用手指消毒用アルコールや消毒作用のあるウェットティッシュ等の持参を推奨します。ただし、試験時間中はカバン等にしまってください。

使用済みのマスクやウェットティッシュ等につきましても他のゴミと同様に、各自でお持ち帰りください。

6. 試験室について

試験室では、換気のため、適宜窓やドア等を開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

7. 試験室の入退室について

受験会場の入退室時には、必ず受験票を携帯して入退室してください。

受験票を携帯していない場合、再入室して受験することをお断りすることがあります。

8. 移動等に際しての注意

最寄り駅から試験会場への移動や、試験会場内での移動、検温やトイレの順番待ちの際には、周囲の方との距離（最低1m以上を目安）を保って行動してください。

試験前・後、休憩・昼食時においても、対面での会話や飲食など、受験者同士の接触を控えるようお願いいたします。

9. 試験室・受験番号対応表について

試験室・受験番号対応表は、試験会場に掲示する他、当協会ウェブサイトの下記のページにも7月11日（土曜日）午前8時から掲載する予定ですのでご確認ください。ただし、試験室には、原則として8時50分までは入室できません。

https://www.j-smeca.jp/contents/007_shiken.html

10. その他

感染防止対策の徹底に関して、上記の事項を順守していただけない場合や、当日試験会場での試験監督員等の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、ご注意ください。

感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめご了承ください。

この他の注意事項につきましては、「試験案内」や「受験票・写真票の裏面」をご参照ください。

*今後、試験実施について変更がありましたら、当協会ウェブサイトの「中小企業診断士試験」のページに掲載しますので、適宜、最新の情報をご確認ください。

https://www.j-smeca.jp/contents/007_shiken.html

以上